「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
安全管理仕様書 制　定　２００３年　２月　４日：要領業管室第６号 最終改正　２０２６年　３月２６日：要領安品本部第24号－27 施　行　２０２６年　４月　１日 所管部署　安全・品質本部　安全推進部 **1．目　的** 本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。 **2．適用範囲** （1）本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。 （2）当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。 **3．用語の定義** （1）請負工事 請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等） （2）委託業務 委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。 （現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務） （3）物品購入 物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。 （現場作業を伴う物品据付工事等） （4）作　業 請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。 （5）関係請負人 当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。 （6）作業実施部署 供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。 （7）作業現場 現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。 （8）常駐 作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。 1 一般　労働安全Ｇ　20260326	**安全管理仕様書** 制　定　２００３年　２月　４日：要領業管室第６号 最終改正　２０２６年　１０月１６日：要領安品本部第24号－28 施　行　２０２６年　１０月２３日 所管部署　安全・品質本部　安全推進部 **1．目　的** 本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。 **2．適用範囲** （1）本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。 （2）当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。 **3．用語の定義** （1）請負工事 請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等） （2）委託業務 委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。 （現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務） （3）物品購入 物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。 （現場作業を伴う物品据付工事等） （4）作　業 請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。 （5）関係請負人 当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。 （6）作業実施部署 供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。 （7）作業現場 現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。 （8）常駐 作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。 （9）製品および役務等 設計、製作、据付等の工事一般および運転や保全等の業務委託ならびに据付工事等を伴う製品の購入等をいう 1 一般　労働安全Ｇ　20261016	最終改正・施行日・文書番号の更新 フッターに表示している作成日の更新 （以降、全ページに反映）

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
資料－５ **３．高所作業車使用作業の法令関係事項** （1）就業制限【安衛法６１、施行令２０】 作業床の高さが１０m以上の場合は、「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ行ってはならない。 （2）安全衛生教育【安衛法５９、安衛則３６】 次の業務に作業員を就かせるときは、特別教育を実施しなければならない。 ａ．作業床の高さが１０m未満の高所作業車の運転業務 ｂ．高さが２メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 （3）前照灯及び尾灯【安衛則１９４の８】 高所作業車については、前照灯および尾灯を備えていること。 （4）作業計画【安衛則１９４の９】 高所作業車の能力等に適合する作業計画を定め、作業員に周知すること。 （5）作業指揮者【安衛則１９４の１０】 作業指揮者を定め、計画に基づき作業の指揮を行うこと。 （6）転倒等の防止【安衛則１９４の１１】 アウトリガーの張り出し、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止措置を講ずること。 （7）合　図【安衛則１９４の１２】 作業床上の作業員と作業床以外の箇所で作業床を操作する者との間での連絡のため、一定の合図を定め、合図者を指名すること。 （8）運転位置から離れる場合の措置【安衛則１９４の１３】 運転者は運転位置から離れる場合、作業床を最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキを確実にかけること。 （9）高所作業車の移送【安衛則１９４の１４】 高所作業車を移送するため自走またはけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、転倒、転落等による危険を防止する措置を講ずること。 （10）搭乗の制限【安衛則１９４の１５】 乗車席および作業床以外の箇所に作業員を乗せないこと。 （11）使用の制限【安衛則１９４の１６】 積載荷重その他の能力を超えて使用しないこと。 （12）主たる用途以外の使用の制限【安衛則１９４の１７】 高所作業車の主たる用途以外に使用しないこと。 （13）作業床への搭乗制限等【安衛則１９４の２０】 走行させるときは作業床に作業員を乗せないこと。 （14）墜落制止用器具等の使用【安衛則１９４の２２】 ブーム式の機械を用いて作業を行うときは、作業床上の作業員に墜落制止用器具等を使用させること。 （15）作業開始前点検【安衛則１９４の２７】 作業開始前に制動装置、操作装置および作業装置の機能について点検を行うこと。 一般　労働安全Ｇ　20260326	資料－５ （6）高所となる場所への昇降はしごについては、原則として安全ブロックや垂直親綱等適切な墜落防止措置を講じること。 **３．高所作業車使用作業の法令関係事項** （1）就業制限【安衛法６１、施行令２０】 作業床の高さが１０m以上の場合は、「高所作業車運転技能講習」を修了した者でなければ行ってはならない。 （2）安全衛生教育【安衛法５９、安衛則３６】 次の業務に作業員を就かせるときは、特別教育を実施しなければならない。 ａ．作業床の高さが１０m未満の高所作業車の運転業務 ｂ．高さが２メートル以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 （3）前照灯及び尾灯【安衛則１９４の８】 高所作業車については、前照灯および尾灯を備えていること。 （4）作業計画【安衛則１９４の９】 高所作業車の能力等に適合する作業計画を定め、作業員に周知すること。 （5）作業指揮者【安衛則１９４の１０】 作業指揮者を定め、計画に基づき作業の指揮を行うこと。 （6）転倒等の防止【安衛則１９４の１１】 アウトリガーの張り出し、地盤の不同沈下防止、路肩の崩壊防止措置を講ずること。 （7）合　図【安衛則１９４の１２】 作業床上の作業員と作業床以外の箇所で作業床を操作する者との間での連絡のため、一定の合図を定め、合図者を指名すること。 （8）運転位置から離れる場合の措置【安衛則１９４の１３】 運転者は運転位置から離れる場合、作業床を最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキを確実にかけること。 （9）高所作業車の移送【安衛則１９４の１４】 高所作業車を移送するため自走またはけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、転倒、転落等による危険を防止する措置を講ずること。 （10）搭乗の制限【安衛則１９４の１５】 乗車席および作業床以外の箇所に作業員を乗せないこと。 （11）使用の制限【安衛則１９４の１６】 積載荷重その他の能力を超えて使用しないこと。 （12）主たる用途以外の使用の制限【安衛則１９４の１７】 高所作業車の主たる用途以外に使用しないこと。 （13）作業床への搭乗制限等【安衛則１９４の２０】 走行させるときは作業床に作業員を乗せないこと。 一般　労働安全Ｇ　20261016	記載の適正化 （本設の設備に対する墜落防止措置について追記）

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
資料－５ **４．高所作業車使用作業の安全対策** （1）作業床には不要な物品を持ち込まないこと。また、作業に使用する工具等は整理整頓を行うこと。 **５．移動はしご使用作業の法令関係事項** （1）移動はしご【安衛則５２７】 移動はしごは丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとすること。 また、幅は３０ｃｍ以上とし、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための措置を講ずること。 なお、「転位を防止するために必要な措置」は、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の作業員がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。 **６．移動はしご使用作業の安全対策** （1）移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止する。 （2）移動はしごは、踏み面が床面と水平になるように設置すること。 **７．脚立使用作業の法令関係事項** （1）脚立【安衛則５２８】 脚立は丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとすること。 また、脚と水平面との角度を７５度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は、作業を安全に行うための面積を有していること。 **８．脚立使用作業の安全対策** （1）脚立は床面の安定した場所で使用すること。 （2）高さが２ｍを超える場合には、他の作業員に支えてもらうこと。 （3）脚立には物を置かないこと。 （4）作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。 **９．足場（移動式足場を含む。）使用作業の法令関係事項** （1）足場組立て等の作業（高さ２ｍ以上の構造の足場）【安衛則５６４】 ａ．組立て、解体または変更の時期、範囲および順序を労働者に周知すること。 ｂ．立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業区域内に関係労働者以外の立入りを禁止すること。 ｃ．強風、大雨、大雪等の悪天候等、危険が予想されるときは作業を中止すること。 ｄ．幅４０ｃｍ以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難な場合、この限りではない。 ｅ．材料、器具、工具等を上げ下げするときは、つり綱、つり袋等を使用すること。ただし、これらの落下による危険を及ぼすおそれがない場合、この限りではない。 一般　労働安全Ｇ　20260326	資料－５ （14）墜落制止用器具等の使用【安衛則１９４の２２】 ブーム式の機械を用いて作業を行うときは、作業床上の作業員に墜落制止用器具等を使用させること。 （15）作業開始前点検【安衛則１９４の２７】 作業開始前に制動装置、操作装置および作業装置の機能について点検を行うこと。 **４．高所作業車使用作業の安全対策** （1）作業床には不要な物品を持ち込まないこと。また、作業に使用する工具等は整理整頓を行うこと。 **５．移動はしご使用作業の法令関係事項** （1）移動はしご【安衛則５２７】 移動はしごは丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとすること。 また、幅は３０ｃｍ以上とし、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための措置を講ずること。 なお、「転位を防止するために必要な措置」は、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の作業員がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。 **６．移動はしご使用作業の安全対策** （1）移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止する。 （2）移動はしごは、踏み面が床面と水平になるように設置すること。 **７．脚立使用作業の法令関係事項** （1）脚立【安衛則５２８】 脚立は丈夫な構造で著しい損傷、腐食等が無いものとすること。 また、脚と水平面との角度を７５度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は、作業を安全に行うための面積を有していること。 **８．脚立使用作業の安全対策** （1）脚立は床面の安定した場所で使用すること。 （2）高さが２ｍを超える場合には、他の作業員に支えてもらうこと。 （3）脚立には物を置かないこと。 （4）作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。 **９．足場（移動式足場を含む。）使用作業の法令関係事項** （1）足場組立て等の作業（高さ２ｍ以上の構造の足場）【安衛則５６４】 ａ．組立て、解体または変更の時期、範囲および順序を労働者に周知すること。 ｂ．立入禁止表示を見やすい箇所に施す等の方法により、作業区域内に関係労働者以外の立入りを禁止すること。 一般　労働安全Ｇ　20261016	記載の適正化 （追記による段ずれ）

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
資料－５	資料－５	
(2) 足場の組立て等作業主任者の選任【安衛則５２９、５６５】 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場または高さ５メートル以上の構造の足場の組み立て、解体または変更の作業については、「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、見やすい箇所に掲示すること。なお、選任を必要としない足場についても、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。 (3) 足場の組立て等作業主任者の職務【安衛則５６６】 a．材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。 b． 器具、工具、墜落制止用器具等および保護帽の機能を点検し不良品を取り除くこと。 c．作業の方法および労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。 d．墜落制止用器具等および保護帽の使用状況を監視すること。 (4) 材料等【安衛則５５９】 足場の材料は著しい損傷、変形または腐食のあるものを使用しないこと。 (5) 構　造【安衛則５６１】 丈夫な構造のものを使用すること。 (6) 最大積載荷重【安衛則５６２】 作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しないこと。また、最大積載荷重を見やすい箇所に掲示すること。 (7) 点　検【安衛則５６７】 足場における作業を行うときは、点検者をあらかじめ指名し、作業を開始する前に点検すること。 また、強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震または足場の組立て、一部解体もしくは変更の後に作業を行う場合は、点検者をあらかじめ指名して点検を実施し、異常の無いことを確認すること。 点検を行った時には、点検者氏名と点検結果、異常と補修内容を記録として作成し、保管すること。 **10. 足場（移動式足場を含む。）使用作業の安全対策** (1) 足場には不要なものを持ち込まないこと。また、作業に使用する工具等は整理整頓を行い、支持物に固定すること。 (2) 足場上通路部には不要な物を置かないこと。 (3) 作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。 **11. 高所作業のため仮足場・階段等設置する場合** (1) できるだけこれを広範囲に設け、墜落防止用柵・幅木等を設けるとともに、仮設昇降はしごの設置については突き出し・設置角度・滑り止め装置の取り付け等の関係法令を遵守すること。 また、状況により防護ネット等の適切な防護設備を設け、墜落防止に万全の対策を講ずること。 一般　労働安全Ｇ　20260326	資料－５ c．強風、大雨、大雪等の悪天候等、危険が予想されるときは作業を中止すること。 d．幅４０ｃｍ以上の作業床を設けること。ただし、当該作業床を設けることが困難な場合、この限りではない。 e．材料、器具、工具等を上げ下げするときは、つり綱、つり袋等を使用すること。 ただし、これらの落下による危険を及ぼすおそれがない場合、この限りではない。 (2) 足場の組立て等作業主任者の選任【安衛則５２９、５６５】 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場または高さ５メートル以上の構造の足場の組み立て、解体または変更の作業については、「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、見やすい箇所に掲示すること。なお、選任を必要としない足場についても、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。 (3) 足場の組立て等作業主任者の職務【安衛則５６６】 a．材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。 b．器具、工具、墜落制止用器具等および保護帽の機能を点検し不良品を取り除くこと。 c．作業の方法および労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。 d．墜落制止用器具等および保護帽の使用状況を監視すること。 (4) 材料等【安衛則５５９】 足場の材料は著しい損傷、変形または腐食のあるものを使用しないこと。 (5) 構　造【安衛則５６１】 丈夫な構造のものを使用すること。 (6) 最大積載荷重【安衛則５６２】 作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しないこと。また、最大積載荷重を見やすい箇所に掲示すること。 (7) 点　検【安衛則５６７】 足場における作業を行うときは、点検者をあらかじめ指名し、作業を開始する前に点検すること。 また、強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震または足場の組立て、一部解体もしくは変更の後に作業を行う場合は、点検者をあらかじめ指名して点検を実施し、異常の無いことを確認すること。 点検を行った時には、点検者氏名と点検結果、異常と補修内容を記録として作成し、保管すること。 **10. 足場（移動式足場を含む。）使用作業の安全対策** (1) 足場には不要なものを持ち込まないこと。また、作業に使用する工具等は整理整頓を行い、支持物に固定すること。 (2) 足場上通路部には不要な物を置かないこと。 (3) 作業に使用する工具等は、落下防止の措置を講ずること。 一般　労働安全Ｇ　20261016	記載の適正化 （追記による段ずれ）

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
資料－５ (2) 単管足場用の継手金具として、ボンジョイントを使用または譲渡および貸与しないこと。 【解説】「ボンジョイント」は「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しておらず、単管足場用の単管ジョイントとして使用することは、労働安全衛生法違反となる。「「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について（平成１９年１２月３日付け基安安発第１２０３００１号）」 **12.過去に発生した災害における対策の水平展開** (1) 枠組足場関連ストッピングバー〔手摺・コーナー行き止め〕の適正使用 平成１５年３月１４日に当社構内にて発生した仮設足場からの墜落災害について、所轄労働基準監督署から同種部材の使用自粛を要請された。 やむを得ずストッピングバーを手摺として使用する場合は次の措置を講じたうえで使用すること。 a．取付場所は足場の内側とすること。 b．墜落制止用器具の取付設備として絶対に使用しないこと。(取付状況の確認) c．締付金具（ネジ）等による物ではなく、クランプ固定の固定方式ズレや外れが起きにくい方法にて固定するとともに、必ず点検を行うこと。 (2) その他関連実施事項 a．同機材等の設置に際しては、その使用目的、取付方法、強度等を把握し関係者に必要な教育・指導を行うこと。 b．危険要因の排除という観点から足場の作業床の端との間隔を出来るだけ狭くすること。 【参　考】 「足場先行工法に関するガイドライン（平成8年１１月１１日付け基発第６６０号、平成１８年２月１０日改正）」から抜粋 ５　足場の構造等及び組上げ方法 （２）外壁と作業床の間隔及び墜落防止措置 ロ　外壁施工後 ・建築物と足場の作業床との間隔は、３０センチメートル以下とすること。 ・３０センチメートル以下とすることが困難な場合には、足場に手すりを設けること。手すりを設けることが困難な場合には、ネットを設け又は労働者に安全帯を使用させる等墜落防止のための措置を講じること 一般　労働安全Ｇ　20260326	資料－５ **11. 高所作業のため仮足場・階段等設置する場合** (1) 仮足場を設置する場合の昇降設備については、原則として階段とすること。 (2) 設置スペースや作業性の観点から階段の設置が困難な場合における仮設昇降はしごについては、１段ごとに互い違いに設置すること。 (3) 仮設昇降はしごを１段ごとに設置が困難な場合における高所となる場所への仮設昇降はしごについては、原則として安全ブロックや垂直親綱等適切な墜落防止措置を講じること。 (4) できるだけこれを広範囲に設け、墜落防止用柵・幅木等を設けるとともに、仮設昇降はしごの設置については突き出し・設置角度・滑り止め装置の取り付け等の関係法令を遵守すること。 また、状況により防護ネット等の適切な防護設備を設け、墜落防止に万全の対策を講ずること。 (5) 単管足場用の継手金具として、ボンジョイントを使用または譲渡および貸与しないこと。 【解説】「ボンジョイント」は「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しておらず、単管足場用の単管ジョイントとして使用することは、労働安全衛生法違反となる。「「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格」を具備しない単管ジョイントの使用禁止等の徹底について（平成１９年１２月３日付け基安安発第１２０３００１号）」 **12.過去に発生した災害における対策の水平展開** (1) 枠組足場関連ストッピングバー〔手摺・コーナー行き止め〕の適正使用 平成１５年３月１４日に当社構内にて発生した仮設足場からの墜落災害について、所轄労働基準監督署から同種部材の使用自粛を要請された。 やむを得ずストッピングバーを手摺として使用する場合は次の措置を講じたうえで使用すること。 a．取付場所は足場の内側とすること。 b．墜落制止用器具の取付設備として絶対に使用しないこと。(取付状況の確認) c．締付金具（ネジ）等による物ではなく、クランプ固定の固定方式ズレや外れが起きにくい方法にて固定するとともに、必ず点検を行うこと。 (2) その他関連実施事項 a．同機材等の設置に際しては、その使用目的、取付方法、強度等を把握し関係者に必要な教育・指導を行うこと。 b．危険要因の排除という観点から足場の作業床の端との間隔を出来るだけ狭くすること。 一般　労働安全Ｇ　20261016	記載の適正化 （仮設足場の設置に係る墜落防止措置について追記） 記載の適正化 （追記による番号の修正）

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
変更前なし	資料－５ 【参　考】 「足場先行工法に関するガイドライン（平成８年１１月１１日付け基発第６６０号、平成１８年２月１０日改正）」から抜粋 ５　足場の構造等及び組上げ方法 （２）外壁と作業床の間隔及び墜落防止措置 ロ　外壁施工後 ・建築物と足場の作業床との間隔は、３０センチメートル以下とすること。 ・３０センチメートル以下とすることが困難な場合には、足場に手すりを設けること。手すりを設けることが困難な場合には、ネットを設け又は労働者に安全帯を使用させる等墜落防止のための措置を講じること 一般　労働安全G　20261016	記載の適正化 （追記による段ずれ）